⑭　新株予約権証券の募集

［ａ～ｈ　略］

ｉ　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、⑩ｄ(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

ｊ　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、⑩ｃ、ｅ及びｆに準じて記載すること。

［ｋ・ｌ　略］

ｍ　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⑫ｊに準じて記載すること。

ｎ　［略］

ｏ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⑫ｌに準じて記載すること。

ｐ　［略］

ｑ　「新株予約権証券の引受け」については、⑬に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d)　［略］

(e)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下(e)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下(e)において同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

⑮　社債（短期社債を除く。）の募集

［ａ～ｄ　略］

ｅ　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｆ～ｐ　略］

ｑ　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

［(a)・(b)　略］

⑭　新株予約権証券の募集

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、⑩のｄの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

ｊ　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、⑩のｃ、ｅ及びｆに準じて記載すること。

［ｋ・ｌ　同左］

ｍ　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⑫のｊに準じて記載すること。

ｎ　［同左］

ｏ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⑫のｌに準じて記載すること。

ｐ　［同左］

ｑ　「新株予約権証券の引受け」については、⑬に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。

［(a)・(b)　同左］

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下このｑにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d)　［同左］

(e)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下このeにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下このeにおいて同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

⑮　社債（短期社債を除く。）の募集

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｆ～ｐ　同左］

ｑ　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

［(a)・(b)　同左］